

福岡市民における大規模ヘルスデータを用いた生活習慣病及び老年期疾患の疫学研究

1. 九州大学と福岡市の受託研究について

九州大学と福岡市は、福岡市に蓄積された市民な皆様の個別データを解析し、その解析結果を科学的根拠に基づく効果的な施策立案に活用することを目的として、2020年7月に「国立大学法人九州大学と福岡市との健康づくり施策に関する覚書」を、同年9月に「福岡市健康づくり施策に関する研究」の業務委託契約を締結しています（図1）。九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野では、本委託業務の一環として、福岡市民における大規模ヘルスデータを用いた生活習慣病及び老年期疾患の疫学研究に関する「受託研究」を行っています。

今回の研究の実施にあたっては、九州大学医系地区部局観察研究倫理審査委員会の審査を経て、研究機関の長より許可を受けています。この研究が許可されている期間は、2029年10月31日までです。



市政記者各位

福岡市と九州大学の 健康づくり施策に関する連携について

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。

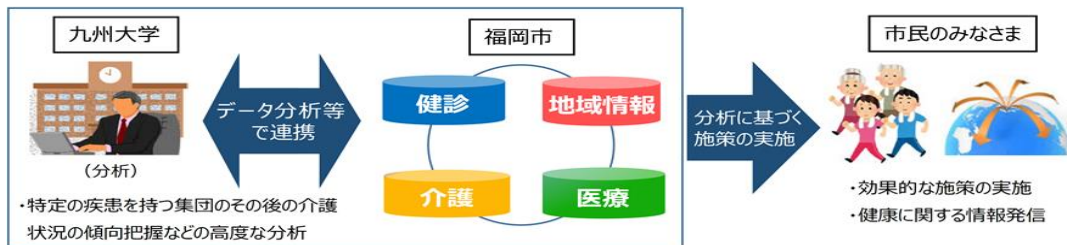
この取組みの一つとして、福岡市では行政が保有する医療や介護、健診等に関するビッグデータを一元的に集約した「地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築しています。

この度、福岡市と九州大学（地域住民を対象に1961年から脳卒中などの疫学調査を実施）は、健康づくり施策に関するデータ分析などを連携して進めていくこととし、令和2年7月31日付で覚書を締結しました。

今後、本プラットフォームに蓄積された情報の分析を両者で行い、科学的根拠に基づいた効果的な健康づくり施策の企画立案や、市民のみなさまへの情報発信を行っていきます。

【具体的な取組みについて】

毎年度、福岡市が九州大学と委託契約を締結し、健康課題等に関するデータ分析を行います。今年度は【介護と生活習慣病の関係性】について分析を行い、分析結果に基づく施策提言や、分析手法等に関する職員研修の開催などを予定しています。



九州大学問合せ先
医系学部等事務部学術協力課：佐藤
TEL：092-642-6780

福岡市問合せ先
保健福祉局総務企画部政策推進課：村山
TEL：092-711-4811（内線：2010）

（図1：福岡市と九州大学の健康づくり施策に関する連携について <https://100.city.fukuoka.lg.jp/actions/2767>）

2. 研究の目的や意義について

わが国は4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎え、健康寿命をどう伸ばすか、誰もが心身ともに健康で自分らしい暮らしをいかに確保し続けるかという人生100年時代の到来を見据えた取り組みが求められています。介護予防・生活習慣病対策においては、医療費データ、介護保険データ、国保データベース等の活用可能なデータを効果的に活用し、科学的根拠に基づいた計画の策定と実施、評価を行うことが不可欠です。福岡市では、行政事業の一環として、行政が保有する医療や介護、健診等に関する保健医療福祉データを一元的に集約する「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築しています。このプラットフォームでは、2012年以降毎年蓄積されている福岡市民約260万人の医療、介護、健診などのデータが集約、統合されています。

九州大学と福岡市は、福岡市のプラットフォームデータに蓄積された個別データを解析し、その解析結果を科学的根拠に基づく効果的な施策立案に活用することを目的として、2020年7月に「国立大学法人九州大学と福岡市との健康づくり施策に関する覚書」を、同年9月に「福岡市健康づくり施策に関する研究」の業務委託契約を締結しました。本委託業務では、福岡市地域一般住民を対象に医療、介護、健診などの大規模ヘルスデータを用いて生活習慣病及び老年期疾患（悪性腫瘍や要介護状態など）の実態の経時的変化を明らかにし、各疾患の危険因子を検討します。この委託研究で得られた知見を活用することにより、地域の医療・介護の利用状況や住民の健康状態の実態を明らかにし、疾病や要介護状態の回避に結びつく早期の予防に寄与できるものと考えます。

3. 研究の対象者について

福岡市地域包括ケア情報プラットフォームに2012-2023年までに蓄積されている260万人の福岡市民の皆様を対象とさせていただきます。さらに2024年度以降に新たにプラットフォームに登録される40万人の福岡市民の皆様も対象とさせていただきます。

研究の対象者となることを希望されない方又は対象者のご家族等の代理人の方は、事務局までご連絡ください。

4. 研究の方法について

(1) 研究の概要

「福岡市健康づくり施策に関する研究」の業務委託では、福岡市民の医療・介護・健診等のデータを住民情報に紐づけして集約した「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータベースを用いて、生活習慣病や老年期疾患（悪性腫瘍や要介護状態等）の実態の経時的変化及びその危険因子を横断的及び縦断的に検討します。本委託業務において、当面予定している検討内容は以下の通りである。

- ① 要介護認定の実態把握と要介護状態の要因分析：年度別にみた要介護認定者の頻度、要介護認定と既往歴・健診結果・生活習慣の関連、要介護状態の危険因子の探索など
- ② 生活習慣病・基礎疾患別にみた医療費分析：医療費増加に関与する要因分析など
- ③ 自治体の健康政策の事業評価：市の健康事業が介護状況、健康状況に及ぼす影響など
- ④ （検討内容は、福岡市と協議の上追加、修正していきます。）

なお、この委託業務の解析過程で得られた情報について学術的にも意義がある知見に関して、福岡市に了承を得た上で学会発表や学術論文として公表いたします。

(2) 解析データについて

福岡市データベースに登録された全住民を対象として2012年-2023年度の以下のデータを福岡市より受け取ります。さらに、2021年度以降も同様のデータを随時福岡市より受領する。研究期間内に2029年度までのデータを受領

し解析を行う予定です。なお、福岡市からの業務委託により研究期間を更に延長する場合は、倫理審査委員会において研究期間、計画の変更について承認を受けた上で実施いたします。

〔取得する情報〕

- ① 時系列分析：年度、年月
- ② 地域分析：市、区、日常生活圏域、小学校区、自治会区
- ③ 年齢階級別分析：年齢階級、
- ④ 人口分析：高齢者区分、性別、国籍、人口動態区分
- ⑤ 世帯分析：世帯員数、高齢者世帯区分、世帯区分
- ⑥ 出生分析：出生時体重
- ⑦ 死因分析：死因簡単分類
- ⑧ 介護分析：介護被保険者区分、要介護度、日常生活自立度、サービス区分、給付種別、サービス形態、サービス種類、当年度の介護サービス利用有無、月単位の介護サービス利用有無、当年度の介護認定有無
- ⑨ 医療分析：健康保険種別、入外区分、レセプト種類、第一主病名19分類、第一主病名119分類、ICD10、薬効分類名、薬効分類名、医薬品名称、先発品／後発品、疑い病名、病床数階級、標榜診療科目名、訪問診療、主要疾患、当年度の受診有無、月単位の受診有無
- ⑩ 健診分析：健診種別、過年度の受診頻度、当年度の受診有無、月単位の受診有無、会場区分、情報提供
 - 問診項目：高血圧治療中、糖尿病治療中、高脂血症治療中、脳血管疾患の既往歴、心血管疾患の既往歴、腎不全・透析の既往歴、貧血指摘あり、現在の喫煙、20歳から10kg以上体重増加、朝食抜き、30分以上の汗をかく運動、1日1時間以上の歩行・運動、同年代と比較し、歩く速度が速い、1年間での体重増減±3kg、食べる速度が速い、就寝前2時間以内の夕食、間食、飲酒の頻度、1回の飲酒量、睡眠で十分に休養がとれている、生活習慣改善の意思、保健指導を希望する、咀嚼、受診のきっかけ
 - 検査値結果：BMI 区分、収縮期血圧区分、拡張期血圧区分、血圧総合区分、ALT(GPT)区分、AST(GOT)区分、γ-GTP区分、LDLコレステロール区分、HDLコレステロール区分、中性脂肪区分、空腹時血糖区分、HbA1c 区分、尿糖、尿蛋白、尿潜血
 - 判定結果：腹囲区分判定結果、血中脂質判定結果、血圧判定結果、血糖判定結果
 - 指導計画：メタボリックシンドローム判定、特定保健指導レベル、喫煙有無
 - 指導結果：保健指導対象者区分、喫煙の改善、身体活動の改善、栄養の改善、行動変容ステージ
 - がん検診分析：検査種別、会場区分、受診結果
- ⑪ その他（福岡市からの解析依頼データ）：福岡市歯科節目検診の受診結果、介護施設毎のユマニチュード教育の有無、救急搬送の有無および搬送時間、重症度

〔利用又は提供を開始する予定日〕

2021年7月31日以降

5. 研究への参加を希望されない場合

この研究への参加を希望されない方は、下記の福岡市事務局の相談窓口にご連絡ください。

なお、研究への参加を撤回されても、あなたの福岡市の行政サービスや病院における診断や治療に不利益になることは全くありません。その場合は、収集された情報などは廃棄され、取得した情報もそれ以降はこの研究目的で用いられる

ことはありません。ただし、すでに研究結果が論文などで公表されていた場合には、完全に廃棄できないことがあります。

6. 個人情報の取扱いについて

福岡市民の皆様の医療・介護・健診等の情報をこの研究に使用する際には、皆様のお名前の代わりに研究用の番号を付けて取り扱います。この番号の付け替えは福岡市により実施されます。そのため、九州大学は市民の皆様のお名前などの個人情報に結びつく情報は受け取りません。また、この研究の成果を発表したり、それを元に特許等の申請をしたりする場合にも、皆様が特定できる情報を使用することはありません。

この受託研究により、福岡市より受け取った情報は、九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野・教授・二宮 利治の責任の下、厳重な管理を行います。

7. 情報の保管等について

この研究において得られた研究対象者のカルテの情報等は原則としてこの研究のために使用し、研究終了後は、九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野・教授・二宮 利治の責任の下、10年間保存した後、研究用の番号等を消去し、廃棄します。

8. この研究の費用について

この研究に関する必要な費用は、「福岡市健康づくり施策に関する研究委託」の委託研究費でまかなわれます。

9. 利益相反について

九州大学では、よりよい医療を社会に提供するために積極的に臨床研究を推進しています。そのための資金は公的資金以外に、企業や財団からの寄付や契約でまかなわれることもあります。医学研究の発展のために企業等との連携は必要不可欠なものとなっており、国や大学も健全な産学連携を推奨しています。

一方で、産学連携を進めた場合、患者さんの利益と研究者や企業等の利益が相反（利益相反）しているのではないかという疑問が生じる事があります。そのような問題に対して九州大学では「九州大学利益相反マネジメント要項」及び「医系地区部局における臨床研究に係る利益相反マネジメント要項」を定めています。本研究はこれらの要項に基づいて実施されます。

本研究に関する必要な経費は福岡市からの委託研究費であり、研究遂行にあたって特別な利益相反状態にはありません。

利益相反についてもっと詳しくお知りになりたい方は、下記の窓口へお問い合わせください。

利益相反マネジメント委員会（窓口：九州大学病院 ARO 次世代医療センター 電話：092-642-5082）

10. 研究に関する情報の公開について

この研究に参加して下さった方々の個人情報の保護や、この研究の独創性の確保に支障がない範囲で、この研究の研究計画書や研究の方法に関する資料をご覧いただくことができます。資料の閲覧を希望される方は、ご連絡ください。

なお、この研究に関する情報や研究成果等は、以下のホームページで公開します。

名称：福岡100ホームページ

URL：<https://100.city.fukuoka.lg.jp/actions/2767>（右QRコード）

また、この研究では、学会等への発表や論文の投稿により、研究成果の公表を行う予定です。



1.1. 特許権等について

この研究の結果として、特許権等が生じる可能性があります。その権利は九州大学及び共同研究機関等に属し、あなたには属しません。また、その特許権等を元にして経済的利益が生じる可能性があります。これについてもあなたに権利はありません。

1.2. 研究を中止する場合について

研究責任者の判断により、研究を中止しなければならない何らかの事情が発生した場合には、この研究を中止する場合があります。なお、研究中止後もこの研究に関するお問い合わせ等には誠意をもって対応します。

1.3. 研究の実施体制について

この研究は以下の体制で実施します。

研究実施場所	九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野および附属総合コホートセンター 久山町ヘルス C&C センター内の研究責任者の管理下にある研究室	
研究責任者 (研究代表者)	九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野・教授（同・附属総合コホートセンター・教授（併任））・二宮 利治	
研究分担者	<ul style="list-style-type: none"> ● 九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野・助教（同・附属総合コホートセンター・助教（併任））・大石 絵美 ● 九州大学大学院 医学研究院 病態機能内科学分野・助教・古田 芳彦 ● 九州大学大学院医学研究院・医療情報学分野・助教・古橋 寛子 ● 九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野・共同研究員・木村 安美 ● 九州大学大学院医学研究院 医療経営・管理学分野・教授（同・附属総合コホートセンター・教授（併任））・秦 淳 	
共同研究機関等	機関名 / 研究責任者の職・氏名・（機関の長名）	役割
業務委託先	委託先	委託内容
	該当なし	

*行政事業「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」の本研究計画における研究倫理指針上の位置づけ

「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」は、福岡市における行政事業として実施されるものであり、九州大学としては「人を対象とする生命科学・医学系研究」に該当しないものとして整理しています。加えて、自治体内の所定の手続きを経て、倫理的観点から問題がないことを確認の上で決裁されています。以上を踏まえ、本行政事業に関する倫理審査は九州大学では行わず、本研究計画の実施体制一覧には福岡市を記載していません。なお、解析結果を学術的に報告する際の著者資格については、福岡市関係者の貢献が著者要件（ICMJE 基準）を満たす場合に共著者とし、満たさない場合は謝辞等で適切に記載します。

将来、本調査データを用いて研究目的での二次利用等を行う場合は、別途、指針該当性および必要な手続について確認します。

1.4. 相談窓口について

この研究に関してご質問や相談等ある場合は、下記担当者までご連絡ください。

事務局 (相談窓口)	福岡市事務局（行政事業・データ提供の撤回に関する相談窓口） 担当部署：福岡市福祉局総務企画部政策推進課 連絡先：〔TEL〕092-733-5343 〔FAX〕092-733-5587 メールアドレス：seisaku.PWB@city.fukuoka.lg.jp
	九州大学事務局（解析内容に関する相談窓口） 担当者：九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野・教授・二宮 利治 連絡先：〔TEL〕092-642-6151 〔FAX〕092-642-4854 メールアドレス：info_eph@hisayamalife.or.jp

【留意事項】

本研究は九州大学医系地区部局観察研究倫理審査委員会において審査・承認後、以下の研究機関の長（試料・情報の管理について責任を有する者）の許可のもと、実施するものです。

九州大学大学院医学研究院長 須藤 信行